

(案)

資料 1

令和 7 年 7 月 25 日

厚木市長 山 口 貴 裕 様

厚木市総合計画審議会
会長 中 村 幹 夫
(公印省略)

第 11 次厚木市総合計画長期ビジョン原案について（答申）

令和 7 年 6 月 25 日付けをもって諮問のありました第 11 次厚木市総合計画長期ビジョンについて、慎重かつ活発な議論を重ね、本審議会の意見を取りまとめたので、別紙のとおり答申いたします。

答 申

1 厚木市では、令和3年度から令和14年度までの12年間を計画期間とした第10次厚木市総合
2 計画に基づき、将来都市像「自分らしさ輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ」
3 の実現に向けて、まちづくりを進めている。

4 第10次厚木市総合計画が開始されてから今日までの間、新型コロナウイルス感染症の5類
5 移行、デジタル化の更なる進展、多様化する市民ニーズへの対応等、社会・経済環境は大き
6 く変化してきた。さらに、我が国の人口減少や高齢化は当初の想定を超えるペースで進行し、
7 気象災害の激甚化、都心南部直下地震の発生リスクの高まりなど、今後も新たな社会課題が
8 生じるものと考えられる。

9 第11次厚木市総合計画では、市がこれからも活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまち
10 であり続けるために、こうした課題や変化を的確に把握し、新たなまちづくりの方向性を定
11 める必要がある。

12 第11次厚木市総合計画は、「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の二層により構成さ
13 れる方針が示されており、社会状況等の急速な変化に対して弾力的な運用が可能であるとと
14 もに、市民にとっても簡潔で分かりやすいものとなっている。

15 長期ビジョンは、自治基本条例第16条第1項に規定する「基本構想」及び「これを具体化
16 するための計画」の一部に相当し、将来都市像として「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-」を
17 掲げ、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創のまち」を目指すこととしている。

18 この将来都市像の実現に向けて、第10次厚木市総合計画で進めてきた政策及び施策の体系
19 をより俯瞰的に見直し、新たに構築された政策及び施策の体系並びに重点プロジェクトは、
20 市民、事業者、行政など多様な主体との協働の観点に基づく包括的な内容となっており、将
21 来都市像の実現に資する適切なものであると評価できる。

22 また、策定の過程では、市が積極的に進めている市民参加・市民協働の理念の下、公募市
23 民などによるワークショップ、公共施設などでのオープンハウス、意見交換会、市の公式S
24 NSアカウントを活用したアンケート等を通じて幅広い意見の聴取に努め、計画に反映して
25 おり、市民と協働して策定を進める姿勢は高く評価できる。

26 こうした構成と過程を経て策定された第11次厚木市総合計画長期ビジョンの基本的な方
27 向性と内容は、おおむね妥当であると判断できる。

28 なお、今後の策定の進行においては、次の点に留意するとともに、引き続き、パブリック
29 コメント等市民参加の機会を捉え、多くの市民の声を取り入れるよう心掛けられたい。

30 また、本答申に示し得なかった審議過程における意見、要望等については、計画の策定や
31 事業実施の際には、その趣旨をできる限り反映されたい。

1 全体

使用する語句や文章表現、用語の統一などに十分配慮するとともに、専門用語等については注釈や解説を加えるなど、より分かりやすく工夫されたい。

2 序章

策定の背景については、人口減少・超高齢社会などの全国的な課題と併せて、市を取り巻く環境変化や新たな課題等、計画策定の前提となる多角的な現状認識も示されたい。また、こども・若者、女性、外国籍などの特定の人に係る記載については、多様性を尊重する観点から、表現方法、項目分類などにおいて偏りのないよう記載されたい。

3 本市における人口の見通しとまち・ひと・しごと創生総合戦略

- (1) 人口の見通しについては、今後のまちづくりを進めていく上で市民と認識を共有する基礎資料であることから、データの要点を的確に捉えた客観的で分かりやすい表現とされたい。
- (2) 第11次厚木市総合計画と厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化に当たり、両者の位置付けを明確にされたい。

4 長期ビジョン

- (1) 重点プロジェクトについては、総合計画の取組の中からより重点的に取り組む分野を位置付けるものであることを明確にされたい。
- (2) 各施策の成果指標については、数値の取得方法、現状値の評価、目標値の設定根拠等の必要な説明を補記し、取組の方向性と成果が分かりやすいように内容を充実されたい。また、指標及び目標値を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うなど改善に努めることで、適切な施策の評価を図られたい。
- (3) 各施策の成果指標のうち、暮らしの変化を実感している市民の割合を指標とするものについては、目標値の設定に当たり達成の可能性及び目標値としての妥当性を踏まえた上で、行政の取組に対する市民の視点も考慮した検討を加えられたい。
- (4) 人口減少・超高齢社会が進展する中でも必要な行政サービスを提供できるように、生成AI、IoT等のデジタル技術の導入によるDXの推進など、新たな取組を積極的に検討されたい。
- (5) 各施策の「みんなができること」について、記載する取組例は、市民及び事業者がイメージしやすく、より市民協働の推進につながるものとなるよう工夫されたい。